

## 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の今後の方針について

## (1) 審議会における「総合的評価」の位置づけの確認

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（以下「条例」という。）第 28 条第 2 項第 2 号の規定により、審議会において、市の事業全般における市民参加と市民協働の実施状況を踏まえ実施するものとなっている。

## (2) 総合的評価の現状と課題

(令和 5 年度までの内容・構成)

- 1 市民参加、市民協働に関する提言（例年 2 つくらい）
- 2 総合的評価について
  - ①市民参加の評価
    - ・市民参加の実施状況（公募市民委員の充足率、各市民参加手続きの件数等）
    - ・市民参加の実施等に関する評価
  - ②市民協働の評価
    - ・市民協働の実施状況（市民協働事業の件数）
    - ・市民協働の実施等に係る評価

## (課題)

市民参加、市民協働の実施状況について示している数値と、そこからの提言、評価の関係性が分かりづらく、両者とも審議会で提示された課題や議論内容等から見える範囲での評価となっており、市の事業全体の市民参加、市民協働の実施状況の評価や、そこで明らかになった課題を踏まえた提言としてまとめることが必要である。

## (3) 今後の方向性（案）

評価対象を明確にし、実施状況の確認、評価を行う。

(総合的評価変更後のイメージ) ※基本的には今までと同様毎年度実施

- 1 答申全体のまとめ
- 2 総合的評価
- 3 提言（2 の評価を踏まえた内容）

## (評価対象と評価の方法)

## ①市民参加（条例第 5 条に規定するもの）

(条例第 5 条)

市の実施機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない。

- (1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更

市民参加手続きを必要とする事業実施後に担当課にシートを記入してもらい、その内容を踏まえて、評価シート等を用いて評価を行う。(参考資料参照)

## ②市民協働（市民協働事業（提案制度））

事業実施前については、採択の有無に関する答申検討の際等に、事業実施にあたり考慮すべき視点等を整理し、事業実施後に担当課評価も踏まえ評価を行う。

①、②に限らず、評価対象については、審議会での審議の中で必要に応じて設定することとする。また、市民参加、市民協働の実施状況については、引続き審議会の中で報告を行い、その都度、結果から分かる課題等があれば焦点を当てる形とするが、任期最終年度となる3年ごと、または5年ごと等の期間で、参加・協働の運用状況（こまかくば1234も含む）、進捗度も含め評価を行う。

### 今年度のスケジュール

審議会	日時	主な議題等（予定）
第4回	10月22日（火）	・市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価 （総合的評価についての検討状況についての説明等）
第5回	1月28日（火） または2月4日（火）	・市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価方法等 （評価方法案の説明、方法・提言案の検討）
	2月下旬	■市民公益活動事業補助金 プレゼン、選考会
第6回	3月4日（火）	・市民公益活動事業補助金応募状況等 ・市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価方法等 （第5回の検討結果を踏まえた提言案の検討、確定※） ・次年度の検討事項
	3月下旬	■市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施に関する事項・市民参加と市民協働の推進の検討と改善に関する事項（答申）

※今年度については、市民参加と市民協働の推進の検討と改善に関する事項について、総合的評価に関する内容を提言としてまとめる形とする。